

電気工事業の手引き 7 (通知) (建設業許可なし)

2023. 11

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

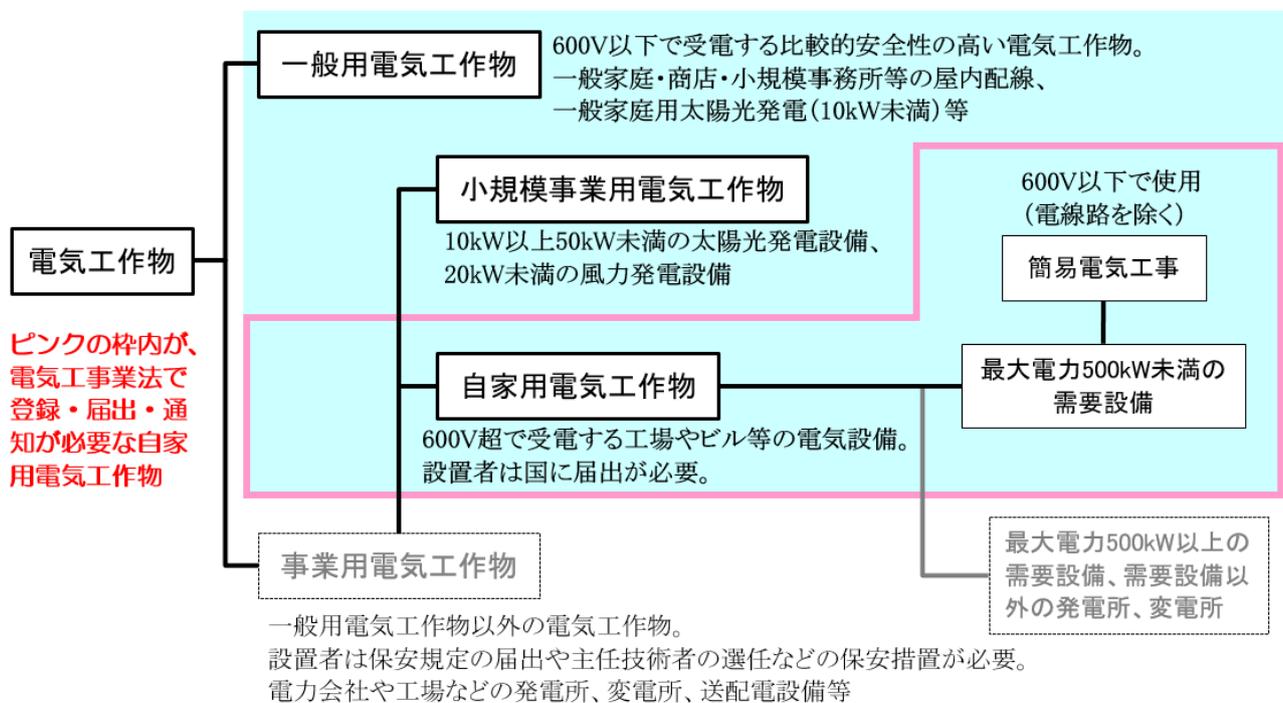
この手引きは、法人または個人事業で、自家用電気工作物のみの電気工事を業として行う場合の手続きについて説明しています。

自家用電気工作物は 600V 超で受電する工場やビル等の建物等の需要設備を指し、電気工事士は電気事業法の技術基準に適合するように作業をしなければなりません。

なお、第二種電気工事士免状のみでは、自家用電気工作物の電気工事は行えません。

また、通知業者は一般用電気工作物等の工事を行うことができませんので、ご注意ください。

水色部分が電気工事業法での規制範囲。通知業者が工事できる範囲はピンクの枠内。



ピンクの枠内が、電気工事業法で登録・届出・通知が必要な自家用電気工作物

【必要書類】 (①～④は必須書類)

- ① 電気工事業開始通知書★ 様式第14の2
- ② 誓約書★ 県様式第7号
- ③ 備付器具調書★ 県様式第10号
- ④ 法人の場合………登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
個人事業の場合…現住所を確認できる公的書類(運転免許証のコピー、住民票の写し等)
- ⑤ 返信用封筒(郵便番号・住所・氏名又は名称を記入。A4判の紙を折らずにいれられる角2相当のもの。郵送料+簡易書留代 350円分の切手を貼付。レターパックプラスでも可)※1

※1 電気工事業開始通知受理書の郵送による受取を希望する場合に必要

★の様式は、県のホームページからダウンロードできます

神奈川県 電気工事業

検索

【窓口】

会社や営業所等の所在市町村	窓口	〒	住所	電話
横浜市・川崎市・横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町	消防保安課	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3475
相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	243-0004	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)
平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	254-0073	平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711 (代表)
小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	250-0042	小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 (代表)

必要書類

① 電気工事業開始通知書 (様式第14の2)

法人の場合は、登記事項証明書に記載された、会社名、所在地、代表者氏名を記載。

個人事業の場合は、現住所を確認できる公的書類に記載された住所と氏名を記載。

TEL1は、法人の場合は会社の電話番号、個人事業の場合は自宅の電話番号を記載。

TEL2は、日中連絡がつく携帯電話番号等を記載。

法人の場合は会社名とは別に営業所名があればその名称を記載します。

個人事業の場合は屋号を記載します。なければ「同上」と記載してください。

法人の場合は登記事項証明の所在地と、個人事業の場合は現住所と、それぞれ同様の場合は「同上」と記載します。異なる場合はその所在地を記載します。

※ 行政書士が申請を行なう場合は余白部分に、会社名、行政書士名、書類の送付先住所、TEL等を記載願います。

様式第14の2(規則第10条の2関係)

電気工事業開始通知書

×電話番号	年月日
×受理年月日	年月日

2021年10月21日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

〒 231 - 8588
TEL1 045 - 210 - 3475 (内) 2340
TEL2 090 - 1234 - 5678
(TEL2は、日中に連絡がつく電話番号を記載ください)
FAX 045 - 210 - 3475
住所 横浜市中区日本大通1
氏名又は会社名 株式会社 神奈川電気
法人にあっては代表者の氏名 神奈川 小太郎

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 営業所

営業所の名称	所在の場所
川崎営業所	川崎市××区△△△123-332

2 法人にあっては、その役員の氏名
神奈川小太郎 他

3 電気工事業の開始予定年月日
2021年11月1日

電気工事を開始する予定の年月日を記載します。

法人の場合は役員名を記載。役員が複数いる場合は、代表者を記載し、他としてください。

② 誓約書 (県様式第7号)

誓約した年月日を記載します

法人の場合は、登記事項証明書に記載された、会社名、所在地、代表者氏名を記載します。
個人事業の場合は、現住所を確認できる公的書類に記載された住所と氏名を記載します。

県様式第7号(電気工事業登録等関係事務処理要領)

誓約書

2021年10月21日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

住所 横浜市中区日本大通1
氏名又は会社名 株式会社 神奈川電気
法人にあっては代表者の氏名 神奈川 小太郎

私(当社及び当社の役員)は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

③ 備付器具調書 (県様式第10号)

法人で営業所名が会社名と同様であれば会社名を記入し、個人事業の場合は屋号を記入します。

①～⑦まですべて記入します。

レンタルやリースの場合は、契約している会社名を記入します。

県様式第10号(電気工事業登録等関係事務処理要領)

備付器具調書

2023年6月1日

営業所住所	〇〇市〇〇町1-1-1		
営業所名	株式会社△△電気		
電気工事の種類	一般用電気工作物等	一般用電気工作物等及び自家用電気工作物	自家用電気工作物のみ

器具名	製造業者名	型式 製造番号	台数
① 絶縁抵抗計	〇〇計器	ZET-1111	1台
② 接地抵抗計	〇〇計器	SET-2222	1台
③ 抵抗及び交流電圧を測定できる回路計	〇〇計器	TEI-3333	1台
④ 低圧検電器	△△工業	TK-4444	1台
⑤ 高圧検電器	△△工業	KK-5555	1台
⑥ 継電器試験装置	〇△レンタル	KEI-6666	1台
⑦ 絶縁耐力試験装置	〇△レンタル	ZT-7777	1台

④ 登記事項証明書 ※法人の場合

現住所を確認できる公的書類 ※個人事業の場合

法人の場合は、会社の登記事項証明書として「履歴事項全部証明書」(発行日から6か月以内のもの)を法務局で取得して、提出してください。

個人事業の場合は、現住所を確認できる公的書類(運転免許証のコピー、住民票の写し(発行日から6か月以内のものに限る)、マイナンバーカードのコピー)を提出してください。

なお、登記事項証明書や住民票の写しも、コピーしたものでも提出可能です。その場合、すべてのページをコピーしてください。